

# 「『投資のリスクからの解放』概念」の研究 —概要・主要な帰結・残された課題—

2022年12月19日(月)

秋葉 賢一・浅見 裕子・米山 正樹

# 研究の概要：書物の章構成(1/2)

- 第1部「投資のリスクからの解放」概念と基礎概念
  - 第1章 本書の研究課題(米山)
  - 第2章 検討にあたっての前提(米山)
  - 第3章「投資のリスクからの解放」概念の形成(浅見)
  - 第4章 実現概念と「投資のリスクからの解放」(浅見)
  - 第5章「投資のリスクからの解放」による基礎概念の再構築(米山)
  - 第6章 基礎概念の体系に係るその他の論点(米山)
- 第2部「投資のリスクからの解放」概念と個別基準
  - 第7章 個別基準との関係を問うことの意義(米山)
  - 第8章 時価評価会計(秋葉)
  - 第9章 収益認識会計(浅見)
  - 第10章 繰延会計(秋葉)

# 研究の概要：書物の章構成(2/2)

- 第2部「投資のリスクからの解放」概念と個別基準(続)
  - 第11章 減損会計(米山)
  - 第12章 企業結合会計(秋葉)
  - 第13章 持分法会計(秋葉)
  - 第14章 資産と負債の両建会計(秋葉)
  - 第15章 会計上の見積りの変更と条件変更の会計(秋葉)
  - 第16章 外貨換算会計(秋葉)
  - 第17章 資産・負債の認識の中止会計(秋葉)
  - 第18章 個別基準と基礎概念との関係の整理(秋葉)
- (第1部・第2部の双方から独立した存在として)
  - 第19章 研究の総括

# モチベーション & 研究主題(1)

## ■「投資のリスクからの解放」は、何をどう規定するのか

### ●肯定的な評価と否定的な評価の混在

#### Pros

- ◆教育面での浸透(会計法規集 / 公的資格試験での出題など)
- ◆(公表当初は)基準開発に貢献

#### Cons

- ◆最近は「日本的な会計観」の説明での引用を断念(ASBJ)
- ◆CiNii / Google Scholar: お世辞にも多いとは言えない参照頻度

### ●「混在」の背後にあるもの: 多義的な解釈?

- ◆この概念が何をどこまで決めるのか、確かめ直す必要がある

## モチベーション & 研究主題(2)

### ■個別基準は「投資のリスクからの解放」概念と整合的か

- 「明文化されているか」と「用いられているか」は別問題

(→基準開発において役立っていない可能性)

- 「投資のリスクからの解放」概念と個別の会計処理との「整合性」を領域横断的に論じた先行研究は存在せず



- 個別の会計処理は

(a)「投資のリスクからの解放」概念と整合的か

(b)非整合が生じているとすればなぜか

(c)会計処理の一義的な決定が困難だとすればなぜか、などを検討

# 主な研究成果(第1部)

- 「投資のリスクからの解放」の起源はどこにあるのか
  - 企業価値評価に係るファイナンス領域の議論と、利益が備えるべき属性に関する企業会計の議論を融合させたもの
  - 以前から連綿と続く議論に起源を求められる(第3章)
  
- 「投資のリスクからの解放」は実現と同義か
  - 実現概念をめぐる伝統的な議論は錯綜していた
  - 「投資のリスクからの解放」はそのうちの一部を継承しているものの、もともと「実現」に関して十分なコンセンサスが形成されていなかったことから、総じて「実現」と同義とはいえない(第4章)



# 主な研究成果(第1部)

## ■「投資のリスクからの解放」概念の導入で、会計基準の体系をどう再構築できるのか⇒「階層構造」を有する体系としての記述(第5章)

最上位の階層 (達成すべき目標)	投資家の意思決定に有用な情報の提供 (実績値にもとづく利益情報が有する確認価値、健全な意味で平準化された業績指標)
上位の階層 (基礎概念)  (一般的な前提または基本的な制約)	「投資のリスクからの解放」(当期純利益の特性) ・対応・配分・発生概念(当概念に内包される諸概念) ・事業投資と金融投資の区分(当概念から必然的に導かれる混合属性会計の適用) クリーン・サープラス関係の保持 ----- 一定水準の客観性の担保
中位の階層 (会計処理の基本原則) (留意事項)	金融投資における対応・配分・発生原則 ----- 事業投資における実現原則、対応・発生・配分原則 コストの便益の斟酌、理解可能性、適時性
下位の階層(会計処理を定める個別の会計基準)	(各会計基準、各適用指針など)

# 主な研究成果(第1部)

- 「投資のリスクからの解放」概念を導入することで  
会計基準の体系をどう再構築できるのか(cont.)
- 「階層構造」を有する体系としての記述(への変化)
  - ◆当期純利益が備えるべき特質と、その特質を付与するための具体的な認識・測定手法の区分(「上位の階層」vs.「中位以下の階層」)
  - ◆「投資のリスクから解放された成果」の情報を必要とする投資家の意思決定モデルと関連づける必要(「最上位の階層」vs.「上位の階層」)
- 既存の基礎概念と親和的な体系としての記述
  - ◆「投資のリスクからの解放」は、対応・発生・配分概念などを内包
  - ◆クリーン・サープラス関係の保持は、「投資のリスクから解放された成果」をとらえる際の「必須の制約」



## 第2部の研究主題：整合性に関する分類基準

### ■個別基準（が求めている会計処理）は「投資のリスクからの解放」と整合的か？

◆この主題に取り組むため、個別基準が要求する主要な会計処理を以下のカテゴリーに分類

1. 【課題A】「投資のリスクからの解放」概念と整合的な場合
2. 【課題B】「投資のリスクからの解放」概念と不整合な場合
3. 【課題C】「投資のリスクから解放された成果」をとらえるべし、というだけでは会計処理を一義的に定められない場合（一義的に定められないことを契機として新たな問題が生じるおそれがある場合は【課題C'】に分類）

# 主な帰結（第2の研究主題に関するもの）

## 「投資のリスクからの解放」概念と統合的な会計処理（【課題A】）

その中で、階層性などから、以前と比べ、会計処理に対する説明・解釈が改善されたもの

章	会計処理	個々の会計処理に対する説明・解釈が改善された理由
第8章 （時価評価）	時価評価	以前は、金融投資に関する時価評価差額は未実現利益であると解されていたが、再構築により統一的な説明が可能となった
第9章 （収益認識 会計）	工事進行基準	以前は、①実現基準の適用か、②（2要件で説明される「実現」ではないため）発生基準の例外的な適用という説明があったが、再構築により統一的な説明が可能となった
	未収収益	以前は、①実現基準の適用（役務の提供と、短期の金銭債権に準じた対価の獲得）か、②（2要件で説明される「実現」ではないため）発生基準の例外的な適用という説明があったが、再構築により統一的な説明が可能となった
第13章 （持分法 会計）	持分法による 投資損益	以前は、一行連結とみて、①全部連結同様、実現利益か、②現金および現金同等物の裏付けがなく、あたかも評価損益の計上に類似する未実現利益かという見解があった 再構築により、前者①は基礎概念の階層に属する「実現概念」を満たすものであり、後者②は「会計処理の基本原則」の階層において「実現基準」（財・サービスの提供と対価として現金又はその同等物の受領）にてらした解釈として、混乱の少ない説明が可能となった
第17章（資 産の認識の 中止会計）	資産の認識の 中止（消滅の 認識）の会計 処理	現行の会計基準では、リスク・経済価値アプローチによる会計処理も支配アプローチによる会計処理も見受けられる 以前は、実現と親和的なのはリスク・経済価値アプローチだけであったが、再構築により、いずれのアプローチをも包摂した説明が可能となった

# 主な帰結（第2の研究主題に関するもの）

## 基礎概念と不整合な会計処理（【課題B】）の類型化①

【課題B】の理由	章	会計処理
1「投資のリスクから解放された成果」の把握とは別な要請が期待されている場合		
国際的な 会計基準との 整合性	第10章 （繰延会計） 第12章 （企業結合会計）	企業結合における取得関連費用（*） （本来、個別の資産の付随費用と同様に資産計上すべきであるが、現行の会計基準では、一時の費用としている）
	第11章 （減損会計）	固定資産と有価証券の減損処理、金銭債権を対象とした貸倒見積高の個別算定 （本来、投下資金のうち結果的に過剰となってしまったことが確定した部分を投資原価の切り捨てる手段であるが、現行の会計基準では、そのような手法とはなっていない）
	第12章 （企業結合会計）	負ののれん （本来、事業投資としての期待が事実になったときに収益計上すべきであるが、現行の会計基準では、一時の利益としている）
	第13章 （持分法会計）	
	第16章 （外貨換算会計）	外貨建長期金銭債権債務の換算 （本来、円貨での回収を期待しているため、その期待が事実になったときに収益・費用に計上すべきであるが、現行の会計基準では、毎期末に損益計上している） その他有価証券に属する外貨建債券の換算（同上）

# 主な帰結(第2の研究主題に関するもの)

## 基礎概念と不整合な会計処理(【課題B】)の類型化②

【課題B】の理由	章	会計処理
1「投資のリスクから解放された成果」の把握とは別な要請が期待されている場合		
商法・会社法の考え方の影響	第16章 (外貨換算会計)	在外支店の外貨表示財務諸表の換算によって生じた差額 (本来、円貨での回収を期待しているため、その期待が事実になったときに収益・費用に計上すべきであるが、現行の会計基準では、毎期末に損益計上している)
2保守的な思考やコスト・ベネフィットを含む実務的な理由	第10章 (繰延会計)	繰延資産 (本来、効果の発現に応じて費用化すべきであるが、現行の会計基準では、原則として当期の費用、会計方針によって一定の期間内に費用化できるとしている)
	第10章 (繰延会計)	企業結合における取得関連費用 (前述参照)
	第12章 (企業結合会計)	
	第10章 (繰延会計)	リースの借手における初期直接原価(IDC)や収益認識における契約コスト (本来、付随費用として資産計上すべきであるが、わが国の基準では明示されていないものの、実務上、費用としている)

# 主な帰結(第2の研究主題に関するもの)

## 基礎概念と不整合な会計処理(【課題B】)の類型化③

【課題B】の理由	章	会計処理
2保守的な思考やコスト・ベネフィットを含む実務的な理由	第11章 (減損会計)	その他有価証券に関する部分純資産直入法 (本来、一時的に時価が簿価を下回った場合には「投資のリスクの解放」ではないため損失を認識すべきではないが、現行の会計基準では許容している)
	第13章 (持分法会計)	持分変動差額を利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減できる (本来、①持分比率の減少を一部売却と同様にみれば当期において、②持分比率の増加を一部取得と同様にみれば将来において、それぞれ事実になったみて「投資のリスクからの解放」した成果とすべきであるが、現行の会計基準では、過去に期待が事実になったという処理としている)
	第15章 (会計上の見積りの変更と条件変更の会計)	重要な金融要素のある債権や債券に関する一般の貸倒引当金(本来、当該一般の貸倒引当金は、每期、約定金利による収益の一部控除とすべきであるが、現行の会計基準では、当初から回収不能全額を引当金に繰り入れている) 収益認識における進捗度の見積りの変更(本来、配分方法に関する見積りの変更による差額は、期待の変動であり事実へ転化していないが、現行の会計基準では、キャッチアップ方式により当期の収益としている)
	第16章 (外貨換算会計)	外貨建長期金銭債権債務の換算(前述参照) その他有価証券に属する外貨建債券の換算(同上)

# 主な帰結（第2の研究主題に関するもの）

## 基礎概念だけでは一義的に決められない会計処理（【課題C】）の類型化①

- 【課題C】は、なぜ存在しているのか（どのような理由によるのか）
- 一義的には決められない会計処理の中から、会計基準では、なぜその会計処理を選択したのか（「国際的な会計基準との整合性」が考えられるものに★印）
- 【課題C】の中で、その会計処理の採用結果が新たな対立を引き起こしていると考えられたものを【課題C'】として明示

【課題C】の理由	章	会計処理（このうち、国際的な会計基準との整合性により選択されたものに★印）
「期待」や「事実」は何かなどが多義的であるため	第9章 （収益認識会計）	工事契約やライセンス契約（一時点で履行義務を充足する個別的対応か、一定の期間にわたり履行義務を充足する期間的対応か）
	第9章 （収益認識会計）	期間的対応（＝進捗度の見積りが困難な場合の進行基準）の適用方法★ （完成基準とするか、原価回収基準とするか）
	第10章 （繰延会計）	契約の履行や利用にもとづき、一定期間にわたって収益・費用を認識・測定する場合の計画的・規則的な配分方法 （棚卸資産の先入先出法や平均法、固定資産の定額法や定率法など）

# 主な帰結(第2の研究主題に関するもの)

## 基礎概念だけでは一義的に決められない会計処理(【課題C】)の類型化②

【課題C】の理由	章	会計処理(このうち、国際的な会計基準との整合性により選択されたものに★印)
1「期待」や「事実」は何かなどが多義的であるため	第10章 (繰延会計)	研究開発コスト★ なお、将来の収益獲得に関する蓋然性の程度は、一義的に決められないため複数の処理が想定されるが、①社内での発生(個別の取得を含む)は費用、②企業結合による取得は資産とするため、基準内において不整合性がある(【課題C'】)★
	第10章 (繰延会計)	支払利子(借入コスト)の資産化 なお、「投資のリスクからの解放」だけでは会計処理を一義的に決められないため複数の会計処理が想定されるが、状況別の会計処理ではないことから、実際に会計処理は「投資のリスクからの解放」と不整合となる可能性がある(【課題C'】)
	第10章 (繰延会計)	(回収の蓋然性はあるが)未だキャッシュの獲得という事実に変化していない繰延税金資産の計上方法と税率変更の会計処理★
	第15章(会計上の見積りの変更と条件変更の会計)	(繰延法(当期の税金支出にもとづく)によりプロスペクティブ方式か、資産負債法(将来の税金軽減にもとづく)によりキャッチアップ方式か)
	第12章 (企業結合会計)	段階取得★ なお、「投資の継続」か「投資の清算」とみるか会計処理が一義的に決められないため、複数の会計処理が想定されるが、会計基準では、「投資の継続」という考え方を示しているものの、「投資の清算」の会計処理を求めている(【課題C'】)

# 主な帰結(第2の研究主題に関するもの)

## 基礎概念だけでは一義的に決められない会計処理(【課題C】)の類型化③

【課題C】の理由	章	会計処理(国際的な会計基準との整合性により選択されたものに★印)
1「期待」や「事実」は何かなどが多義的であるため	第13章 (持分法会計)	投資先の純資産額がマイナスとなった場合の持分法の適用★ (持分法は、損失を計上する全面的な一行連結か、投資額をゼロ未満とはしない評価基礎であるという見方を含む部分的な一行連結か)
	第17章 (資産の認識の中止会計)	資産の認識の中止の会計処理 (リスク・経済価値アプローチによるか、支配アプローチによるか)
2(「期待」や「事実」の判断は一様であるが)副次的な目的の達成も視野にいれているため		
資産・負債の時価を財務諸表本体でも開示するかどうか	第8章 (時価評価会計)	その他有価証券★
		ヘッジ会計におけるヘッジ手段★
		賃貸等不動産
資産・負債または収益・費用の全貌を財務諸表本体でも開示するかどうか	第9章 (収益認識会計)	返品(返品調整引当金か、返金負債・返品資産の認識か(または、返品調整引当金繰入か、売上・売上原価からの控除か)★
		第14章 (資産負債の両建会計)
		リース取引★
		退職給付コスト★



# 主な帰結(第2の研究主題に関するもの)

## 基礎概念だけでは一義的に決められない会計処理(【課題C】)の類型化④

【課題C】の理由	章	会計処理(国際的な会計基準との整合性により選択されたものに★印)
3(「期待」や「事実」の判断は一樣であるが)検討対象外とした投資単位に関して複数の代替案があるため	第17章 (資産・負債の認識の中止会計)	どのような会計処理単位で資産の認識を中止するか(一括アプローチか分解アプローチか)
4一定水準の客観性を満たしているかどうかにつき判断できないため	第11章 (減損会計)	固定資産や有価証券の減損処理 (将来キャッシュフローの見積りは、一定水準の客観性があるかどうか)

# 主要な帰結(第2部)

- 「投資のリスクからの解放」概念と不整合な【課題B】のほか、「投資のリスクからの解放」だけでは会計処理を絞り込めない【課題C】もみられた  
⇒会計処理をめぐる対立は、前者のみならず後者においても存在
- 【課題C】には、複数の異なる意味を持つ会計処理が含まれている
  - 前述の図表の1(投資に対する期待や事実に関して多様な解釈がなされているため)や4(一定水準の客観性を満たしているかどうかにつき判断できないため)は、期待や事実、客観性の担保をめぐるニュートラルな説明が困難な、いわば納得感の問題であり、「投資のリスクからの解放」概念だけでは決められない
  - 前述の図表の2(副次的な目的の達成も視野にいれているため)は、そもそも利益計算には関係しない複数の選択肢が存在し、当期純利益に影響がない以上、本来的に「投資のリスクからの解放」概念では判断できない
- 対立の源泉は、「会計基準の国際的な共通化」という要請だけではなく、保守的な思考やコスト・ベネフィットなど実務における負担軽減の要否なども

# 第1部・第2部全体に係る主な帰結

1. 「投資のリスクからの解放」は、混合属性会計を通じて当期純利益に首尾一貫した説明・解釈が与えるための手段として導入されたもの
  - 「財務報告の目的」の達成手段として当期純利益が必要とされる理由などについては、明確な説明が可能である
  - 他方でいつ、どのような形で期待が事実に変化するのか、といった具体的な認識・測定手法を「投資のリスクからの解放」概念で一義的に特定化するのは困難なケースも少なくない
  - 「投資のリスクからの解放」の強み・弱みを理解することが肝要

# 第1部・第2部全体に係る主な帰結

2. 「投資のリスクからの解放」概念の起源や実現概念との関係については、無視できない誤解がみられる
  - 「かみ合った議論」のためには、そうした誤解の払しょくが何よりも重要である
3. 「投資のリスクからの解放」と不整合な処理が生じる原因は、必ずしも会計基準の国際的な共通化に帰することができない
  - 「実務への配慮(負担の軽減)」などが影響している場合も存在していた
4. 「投資のリスクからの解放」との整合性をいうだけでは会計処理を一義的に決められないケース(【課題C】)は、多様な原因によって生じていた
  - スライドpp.14-17を参照